

辰野町旧小野図書館活用事業の特定事業選定について

令和7年1月29日

長野県辰野町

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年法律第１１７号）第７条の規定により、辰野町旧小野図書館活用事業を特定事業として選定したので、同法第１１条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

令和７年１月２９日

辰野町長 武居 保男

1 事業名称

辰野町旧小野図書館活用事業

2 事業場所

旧小野図書館 辰野町大字小野 1 1 7 6 番地

3 事業目的

旧小野図書館（以下本施設という）は、昭和 27 年に旧小野村の村民の強い要望によって建設され、辰野町と合併後も小野図書館として両小野小学校の児童をはじめ、地元住民に利用されていたが、利用者の減少に伴い令和 2 年度にやむなく閉鎖され、現在は遊休施設となっている。

小野地区の歴史・文化の象徴として本施設を現状の姿で保存することで江戸時代の佇まいを残す小野宿の町並み保存にも寄与することができる。

本事業は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づき、民間事業者の資金と経営上のノウハウや創意工夫を最大限活用し、歴史的建造物である本施設の維持及びコストの削減や事業の効果による地域の活性化・地方創生を図る。

4 事業期間

契約締結日から令和 17 年 3 月末までの約 10 年間とする。

なお、協議によっては終期後に期間の延長を可能とする。

5 事業方式

事業者が契約期間中にかかるすべての経費（コスト）を賄う、独立採算型の RO 方式により実施する。

6 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、辰野町が自ら事業を実施する場合と比較し、本施設の保存・維持しつつ事業期間を通じて直接または間接的に得られる地域の活性化・地方創生につながる事業効果（定性的評価）、維持管理等にかかる財政負担額の縮減（定量的評価）が期待できることを選定の基準とした。

7 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の効果を期待することができる。

ア 民間事業者の持つ専門的のノウハウや創意工夫の発揮によって、効率的かつ効果的な事業提案が期待できる。

イ ガイダンス施設要素を含む機能を有することで、小野地区歴史・文化の象徴として本施設を現状の姿で保存でき、江戸時代の佇まいを残す小野宿の町並み保存にも寄与することが期待できる。

ウ 地域活性化・地方創生の寄与する施設となり、今後の公共施設等の利活用の試金石となることが期待できる。

エ 町が自ら実施した場合は町が事業のリスクを主に負担することになるが、P F I 事業で実施した場合は、町と事業者との適正なリスク分担を行うことにより、事業を円滑に遂行されることが期待できる。

オ P F I 事業で実施した場合は、町の財政負担なしに、契約期間中の維持管理がなされ、さらに施設が改修されることで契約終了後には新たな町の財産としての活用が期待できる。

8 結論

本事業をP F I 事業として実施する場合の定量的評価及び定性的評価により、効率的かつ効果的な実施が期待できると認められることから、本事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定する。